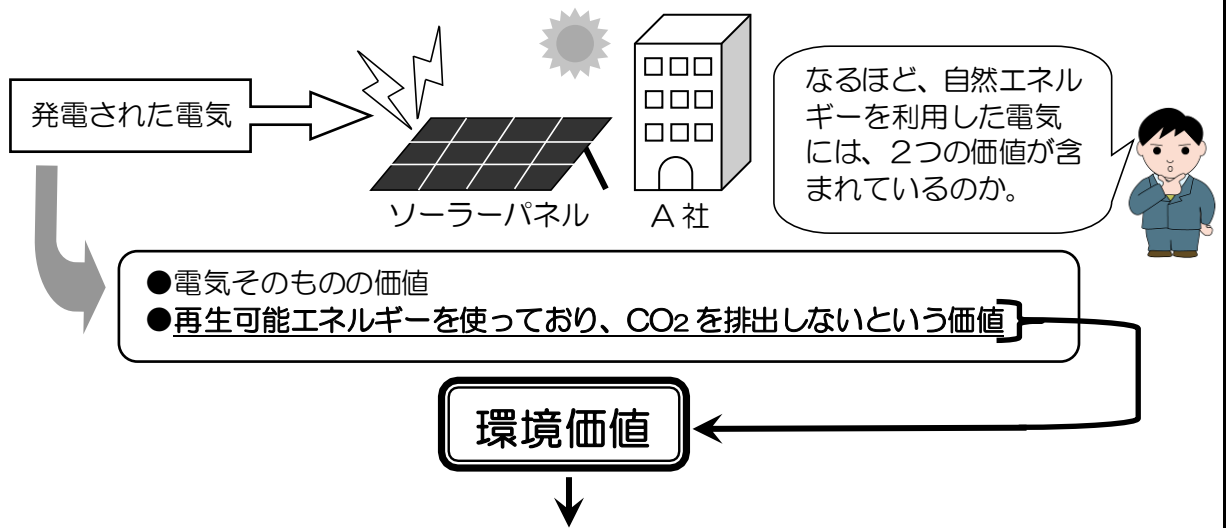


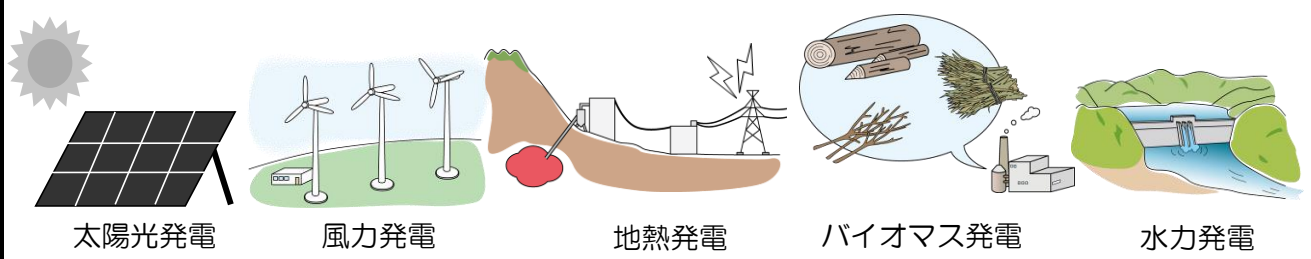
3-1	分類	再エネクレジット
	事項	環境価値とは？

事例	A社が所有する太陽光発電設備の発電量の環境価値を有効活用するために、東京都の排出量取引制度を利用したい。
取り得る対応	<p>太陽光、風力、地熱、水力などの再生可能エネルギーから発電された電気には、電気として我々が利用できるという価値と、再生可能エネルギーを使っており、CO₂を排出しないという価値とがあります。後者の価値を『環境価値』といいます。</p> <p>東京都の排出量取引では、再生可能エネルギーの利用も省エネと並び、地球温暖化防止に貢献するものであるという観点から、この環境価値について、クレジットの対象としており、それを「再エネクレジット」として定めています。</p> <p>対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱、バイオマス、水力となります（バイオマス、水力については、所定の要件を満たすことが必要です）。これらのエネルギーの単位は、kWhやGJで表現されますが、再エネクレジットの量を算定するうえでは、CO₂の排出量に換算する必要があります。</p> <p>電力や熱量についてはそれぞれ換算係数が決まっており、再エネクレジットの量は、次のような計算式で示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネクレジットの量(t-CO₂) = 電力量(千kWh) × 0.489(t-CO₂/千kWh) 再エネクレジットの量(t-CO₂) = 熱量(GJ) × 0.060(t-CO₂/GJ)



東京都の排出量取引で活用できる再エネクレジットの対象とする。

～対象となる再生可能エネルギーの利用形態～



再エネクレジットは、CO₂の量の単位で認定されます。発電量及び発電量の単位はそれぞれGJ、kWhなので、一定の換算係数

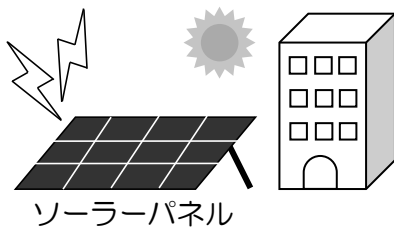
電力量 0.489 (t-CO₂/千 kWh)、熱量 0.060 (t-CO₂/GJ)

を乗じて、CO₂の量に計算し直す必要があります。

3-2	分類	再エネクレジット
	事項	環境価値換算量とその他削減量の違い

事例	<p>特定地球温暖化対策事業所であるA社は、自社でグリーン電力証書を購入している。</p> <p>本証書が持っている環境価値を活用しようと、再エネクレジットの申請を考えており、「環境価値換算量」として、申請書を作成中である。</p>
取り得る対応	<p>本事例においては「環境価値換算量」としてではなく「その他削減量」として申請していただく必要があります。</p> <p>東京都の排出量取引における再エネクレジットには、次の2つがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境価値換算量 再生可能エネルギーによる電気的环境価値を東京都が認証し、再エネクレジットとして発行するもの（他制度との重複申請不可） ●その他削減量 他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換するもの 上記の“他制度”とは、グリーン電力証書、グリーン熱証書、RPS法の新エネルギー等電気相当量のことです。したがって、A社は「環境価値換算量」ではなく「その他削減量」の申請書を作成する必要があります。この場合、検証機関による検証は必要ありません。

～環境価値換算量の申請を行える場合～



発電設備を持っています。そこで発電した電気について申請します。



再生可能エネルギー設備認定申請書

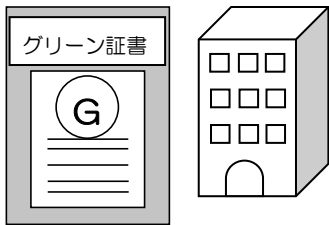
ポイント

第1ステップとして、発電設備そのものを東京都が認定する「設備認定」があります。

第2ステップとして、認定された設備の発電量について、東京都が認証する「電力量認証」があります。

2段階の手続きです。それぞれ検証が必要です。

～その他削減量の申請を行える場合～



発電設備は持っていませんが、グリーン電力証書を買っております。その証書について申請します。



その他削減量に係る電力等の認証申請書

ポイント

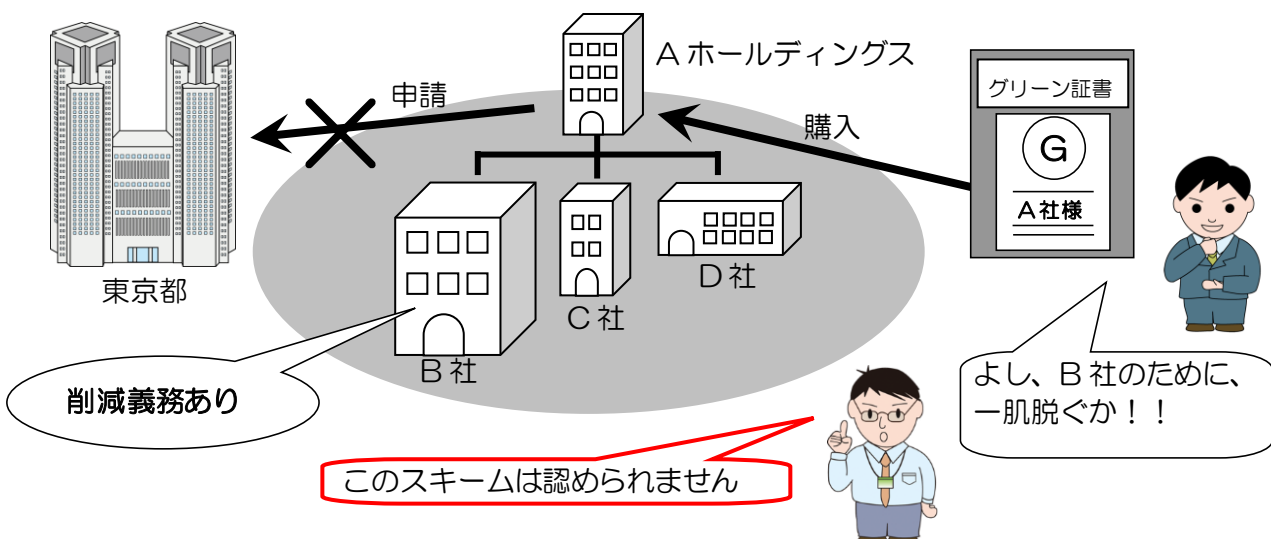
他制度の基準に基づき、設備認定、電力量及び熱量認証を受けている環境価値について、東京都が認証します。特に、RPS法の新エネルギー等電気相当量の環境価値の場合は、新エネルギー等電気相当量の減量手続（通称「RPSキャンセル」）を行う必要があります。

検証は不要です。

3-3	分類 事項	再エネクレジット 環境価値の重複利用の回避
事例	A社が有する発電所は、RPS法において設備認定されている。その発電量30%を都内の需要家に供給し、70%は自家消費している。RPS法では、自家消費分の発電量については、新エネルギー等電気相当量として記録されないため、東京都の再エネクレジットの申請を行うために、環境価値換算量として設備認定を行おうとしている。	
取り得る対応	<p>RPS法において、自家消費分について記録されないとしても、RPS法の設備認定を受けている状態では、東京都の環境価値換算量として設備認定を受けることはできません。</p> <p>この場合は、次の2通りの方法により再エネクレジットを申請していただくことが考えられます。</p> <p>方法その1：自家消費分の発電量について、グリーン電力証書化し、そのグリーン電力証書を取得した者が、その他削減量として再エネクレジットの申請を行う。この場合は、東京都の設備認定は不要です。</p> <p>方法その2：RPS法による設備認定を廃止し、環境価値換算量として再エネクレジットの申請を行う。この場合は、東京都の設備認定が必要です。</p>	
<p>RPS法では、自家消費分の電力は、新エネルギー電気等相当量として認められないけど、東京都では認めてくれるかもしれない。</p> <p>RPS法の 新エネルギー電気等相当量</p> <p>他への送電量 30%</p> <p>自家消費 70%</p> <p>発電量の利用割合</p> <p>RPS設備認定済みの発電設備</p> <p>A社</p> <p>再エネクレジットの環境価値換算量の申請</p> <p>東京都</p> <p>できません！ 他制度との重複を回避するため、東京都の設備認定の対象になりません。</p>		
<p>～方法その1～</p>		
<p>自家消費分の発電量についてグリーン電力証書化し、そのグリーン電力証書を取得した者が、その他削減量として再エネクレジットの申請を行う。</p>		
<p>発行会社を通じて販売</p> <p>申請</p> <p>グリーン電力証書認証機関</p> <p>他への送電量 30%</p> <p>自家消費 70%</p> <p>RPS法</p> <p>グリーン電力証書</p> <p>A社</p> <p>B社</p> <p>グリーン電力証書 申請 (その他削減量)</p> <p>東京都</p> <p>(削減義務者)</p>		
<p>～方法その2～</p>		
<p>RPS法の設備認定を廃止し、環境価値換算量として再エネクレジットの申請を行う。</p>		
<p>RPS発電設備廃止届</p> <p>申請</p> <p>資源エネルギー庁</p> <p>他への送電量 30%</p> <p>自家消費 70%</p> <p>RPS法</p> <p>再エネクレジット</p> <p>A社</p> <p>申請 (環境価値換算量)</p> <p>東京都</p>		
参照ガイドライン	再エネクレジット算定ガイドラインP.7～9、P.24～29、33～36	

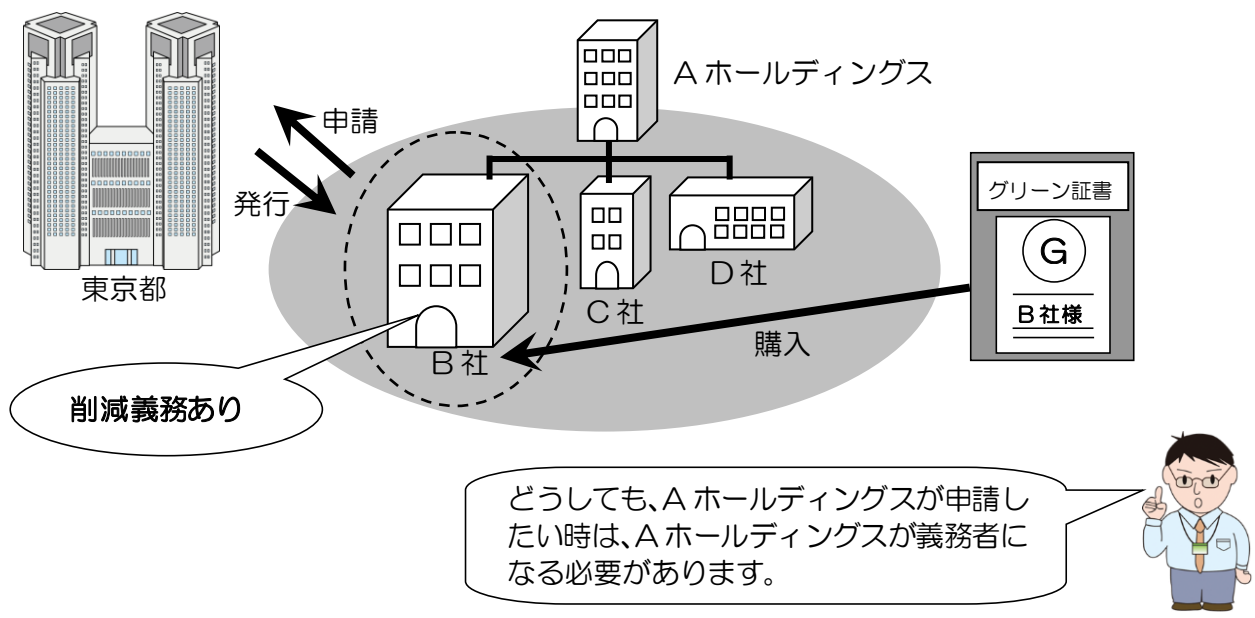
3-4	分類	再エネクレジット
	事項	グループ会社が所有するグリーン電力証書の利用

事例	<p>A ホールディングスの傘下には、削減義務を有する B 社、削減義務を有していない C 社、D 社がある。</p> <p>B 社の削減義務履行のために、A ホールディングスが所有者となっているグリーン電力証書を用いて、再エネクレジットの申請を行いたい。</p>
取り得る対応	<p>本事例は認められません。</p> <p>グリーン電力証書について、再エネクレジットに変換可能な電力量の認証の申請を行い、本制度の再エネクレジットを発行するよう申請できる者は、<u>当該グリーン電力証書の最終所有者であって、かつ、総量削減義務制度の対象事業所の削減義務者（特定地球温暖化対策事業者）であるものに限り</u>ます。</p> <p>したがって、本事例の場合は、削減義務を有している B 社自身が最終所有者となっているグリーン電力証書を用いて、その他削減量として、再エネクレジットの申請を行っていただく必要があります。</p>



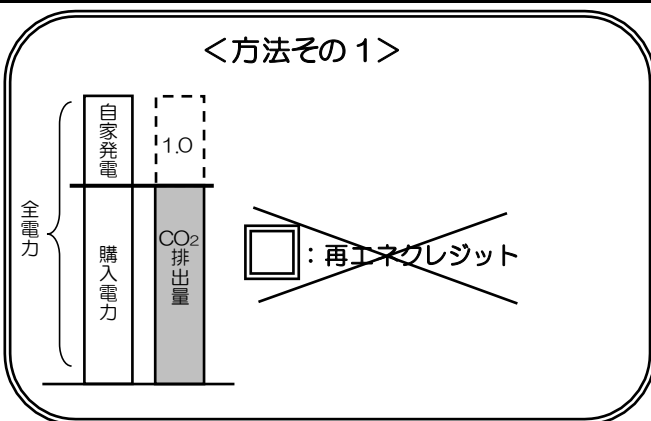
グリーンエネルギー証書を用いて、再エネクレジットの申請をできる者とは、次の要件を全て満たす必要があります。

- 当該グリーンエネルギー証書の最終所有者
- 総量削減義務制度の対象事業所の削減義務者（特定地球温暖化対策事業者）



3-5	分類	再エネクレジット
	事項	再生可能エネルギー電力を自家消費する場合の環境価値の取扱い（第三計画期間）

事例	<p>特定地球温暖化対策事業所であるA社は、敷地内に太陽光発電設備を所有しており、そこで発電した電力を自家消費している。この場合の環境価値を、クレジットにして利用したい。</p>
取り得る対応	<p>再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外できますが、除外した分について同時に再エネクレジットを発行することは、環境価値の重複になるため、できません。</p> <p>特定温室効果ガス排出量の算定からの除外と再エネクレジットの発行との組み合わせ方について、次の方法があります。（<u>第一、第二計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定については、一部取扱いが異なります。詳細は再エネクレジット算定ガイドラインを参照ください。</u>）</p> <p>方法その1：自家消費した電力量について特定温室効果ガス排出量の算定から除外し、再エネクレジットの発行は受けない。</p> <p>方法その2：自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定し、自家消費した電力量について再エネクレジットの発行を受ける。</p> <p>方法その3：自家消費した電力量の半量に排出係数を乗じた量を特定温室効果ガス排出量の算定から除外し、残りの半量を再エネクレジットとして発行する。</p>



＜方法その1＞では、再エネクレジット（環境価値換算量）に係る申請は不要です。

